**エコマーク商品類型No.167「清掃用資材Veｒsion1」付属証明書**

**【分類B. 清掃用具】**

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.167分類B.清掃用具のエコマーク使用申込を行う際に、

「[エコマーク商品認定・使用申込書(様式2)](https://www.ecomark.jp/guidance/acquire/download/)※電子申請システムの場合不要」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日：２０ | 年 |  | 月 |  | 日 |
| **申込ブランド名** |  | | | | | | |
| **申込者名**  **(会社名)** |  | | | | | | |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞  1．**太枠内の「記入欄」に必要事項を☑または記入して下さい。**  2．「添付証明書」欄には、提出が必要な書類が記載されています。  記入表〇と記載のある添付証明書についてはひな型が付属証明書以降に収録されています。  また、それぞれの書類の発行者は「添付証明書の発行者」欄をご確認下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　該当する事項をチェックして下さい |
| エコマーク表示（予定）の媒体について  ご記載下さい。  ※原則として容器、取扱説明書、商品説明書  （パンフレットなど）等にエコマークを表示すること | 表示媒体：□容器・包装　／□取扱説明書  □商品説明書(カタログ・リーフレット)　／　□Web  □その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| エコマーク表示予定設計図  ※エコマークの表示方法は「エコマーク使用の手引」  を参照下さい | エコマーク表示予定設計図(書式自由・原稿)をご提出下さい。  ※様式2の｢エコマーク表示見本｣の画像をご活用下さい    ・エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可） |
| エコマークを表示しない（予定）場合は  その理由を右欄にご記載下さい | 【表示無しの理由】 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 記入欄  該当する□にチェックを入れて下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書の発行者 |
| 製品を開発した会社 | □他社／□自社  ※他社開発製品の場合は右記証明書をご提出下い。 | 記入表0 | 申込承諾者 |
| 他社において既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合 | ブランド名以外の変更が　 □ある／□ない  （該当する事項をチェックして下さい）  ※変更がなければ、以下の項目の証明は不要です | エコマーク商品認定審査結果通知書の写しおよび既認定型式と本申込製品の型式との対応表 | 申込者 |

■2.適用範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄  該当する□にチェックを入れ、（　）欄にご記載下さい |
| 用途区分 | □業務用(施設清掃などの業務用途での使用を想定して販売される製品)  □家庭用（主として家庭での使用を想定して販売される製品）　⇒本商品類型の対象外 |
| 材料構成 | □交換部品または消耗部品を除き、金属材料のみで構成されていない  主要材料(該当する項目１つにチェック)  □A.木材／□B.プラスチック／□C.繊維  □交換部品または消耗部品を除き、金属材料のみで構成されている  ⇒本商品類型の対象外 |
| 電気の使用 | □電気を使用しない製品である  □電気を使用する製品である　⇒本商品類型の対象外 |
| 別表１  での品目名 | 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |

■4-1．環境に関する基準と証明方法

[4-1-1.共通基準]

| 認定基準  項目番号 | 記入欄  該当する□にチェックを入れ、（　）欄にご記載下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書  の発行者 |
| --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(1)  金属材料の  構成割合 | 金属材料が製品全体質量の  □50％未満／□50％以上  ※50%以上の場合、右記添付証明書Ⅱも  ご提出下さい | Ⅰ記入表1  Ⅱ記入表2 | 申込者 |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率 | 再生材料の基準配合率が主要材料A～Cにおける区分**①～⑬**のうち**いずれか1つの区分を満たす**  ※■2.適用範囲でチェックした主要材料にチェック | ４ページ以降[4-1-1.(2) 主要材料毎の基準配合率に関する基準および4-1-2. 材料に関する基準]  のうち、左欄でチェックした主要材料の基準項目に記載の添付証明書 | |
| □A.木材（区分**①、②**） |
| □B.プラスチック(区分**③～⑥**) |
| □C.繊維(区分**⑦～⑬**)  ※モップ糸(ラーグ)については、本項に代えて  **4-1-2.(12)を満たすことでもよい** |
| 4-1-1.(3)  交換部品  または  消耗部品の  提供 | □別表1において本項目への適合が  要求されている品目である  □消耗部品の交換用部品の提供がなされている  ※右記添付証明書Ⅰをご提出下さい  □部品の交換を請け負うための体制が整備  され、製品利用者の依頼に応じて部品の交換を行っている  ※右記添付証明書Ⅱをご提出下さい  □別表1において本項目への適合が  要求されている品目ではない | Ⅰ製品の交換可能部位を説明する資料および消耗部品の交換に関する情報提供（ラベル、パンフレット、取扱説明書など）  Ⅱ回収、修理、返却など　体制全体の概要が　　わかる資料 | 申込者 |
| 4-1-1.(4)  ハロゲン化合物の使用 | ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチック  および繊維の使用が  □ない／□ある | 無 | ― |
| 4-1-1.(5)  包装材の  環境配慮設計 | □無包装 | 無 | ― |
| □包装材の材質・方法  包装材の材質：  包装方法：  ［容器包装の環境配慮設計］  □単一の素材である  □ライフサイクルを通じて環境負荷の低い材料を  選択している  □コンパクト化または薄肉化を実施している  □廃棄時につぶしやすい、または折り畳むことが  できる  □道具を用いずに異種材料を分離できるなど、  分離容易な設計となっている  □リサイクルに支障が生じる材料を使用していない  □空になった包装容器の再利用について、製品ラベル等で励行している  □その他  （具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※写真や設計書などを用いて補足説明も可 |
| プラスチック製包装を用いる場合は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用が  □ない  □ある  □プラスチック製包装ではない |
| 4-1-1.(6)  抗菌剤の使用 | □抗菌剤の使用なし  □抗菌剤の使用あり  ※使用がある場合は、右記添付証明書を提出下さい | (一社）抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または(一社)繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けていることを　　示す書類 | 申込者など |
| 4-1-1.(7)  最終製造工場  環境法規順守 |  | 記入表3 | 最終製造工場(工場長) |

[4-1-1.(2) 主要材料毎の基準配合率に関する基準および4-1-2. 材料に関する基準]

＜A.木材＞

| 認定基準  項目番号 | 記入欄  該当する□にチェックを入れ、（　）欄にご記載下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書  の発行者 |
| --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**①、②**) | □**①**再・未利用木材を100%使用している  ※右記添付証明書Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを全てご提出ください  原料事業者が１０社以上の場合は、Ⅲもご提出  下さい | Ⅰ記入表A-1 | 申込者 |
| Ⅱ記入表A-2  ※原料取引量上位１０社まで | 原料供給  事業者 |
| Ⅲ記入表A-3 | 申込者 |
| Ⅳ記入表A-4 | 申込者 |
| □**②**森林認証木材を70%以上使用している  ※右記添付証明書Ⅰ、Ⅱをご提出下さい | Ⅰ記入表A-1 | 申込者 |
| Ⅱ製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書 | 第三者機関 |
| 4-1-2.(8)  トルエン・  キシレンの  放散 | □接着剤、塗料の使用あり  □トルエン、キシレンを処方構成成分として  添加していない  □トルエン、キシレンを処方構成成分として  添加しているが、製品出荷時にトルエンおよび  キシレンの放散が  □検出されない／□検出される  　　　※処方構成成分として添加している場合は、  右記添付証明書をご提出下さい  □接着剤、塗料の使用なし  □屋外で使用されることを前提として販売される製品（本項は適用しない） | JIS　A 1901の測定方法による試験結果 | 申込者または第三者試験機関 |
| 4-1-2.(9)  ホルムアルデヒド放散量 | □接着剤、塗料の使用あり  □a)JIS規格またはJAS規格による  F☆☆☆☆等級に相当している→Ⅰを提出  □b)JIS A 1460により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/L以下、最大値：0.4mg/L以下である→Ⅱを提出  □c)JIS A 1901により測定した  ホルムアルデヒド放散速度が  5μg/(m2･h)以下である→Ⅱを提出  □接着剤、塗料の使用なし  □屋外で使用されることを前提として販売される製品（本項は適用しない） | ⅠJIS規格またはJAS規格によるF☆☆☆☆等級の表示が認められたことを証明する書類 またはその写し  ⅡJIS A 1460またはJIS A 1901の測定方法による試験結果  ※紛体塗料、建築基準法の告示対象外とされているJISに該当する塗料は、それを証明あるいはその写しを提出することで試験結果に代えられる。F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階でF☆☆☆☆等級に相当することを試験結果などで確認していることを説明する文書を提出 | 申込者または  第三者試験機関 |

＜B.プラスチック＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定基準  項目番号 | 記入欄  該当する□にチェックを入れ、（　）欄にご記載下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書  の発行者 |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**③～⑤**) | □再生プラスチックを使用している  ※右記添付証明書Ⅰ～Ⅲを全てご提出ください  □**③**プレコンシューマ材料（５0%以上）  □**④**ポストコンシューマ材料（25％以上）  □**⑤**プレコンシューマ材料＋  ポストコンシューマ材料（50％以上）  ※ポストコンシューマ材料は質量に2を乗じて計算 | Ⅰ記入表B-1 | 申込者 |
| Ⅱ記入表B-2 | 原料供給  事業者 |
| Ⅲ記入表B-3 | 申込者 |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**⑥**) | □**⑥**バイオマスプラスチックを使用し、バイオベース合成ポリマー含有率が25％以上である  ※以下のa)～ｃ)で要求する右記添付証明書Ⅰ～Ⅵを全てご提出下さい  **a)バイオベース合成ポリマー含有率** | Ⅰ記入表B-1 | 申込者 |
| Ⅱバイオベース炭素含有率の測定結果およびバイオベース炭素含有率を用いたバイオベース合成ポリマー含有率の計算結果 | 第三者機関  など |
| **b)バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性** | Ⅲ記入表4  またはバイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書  Ⅳバイオマス原料の素性（栽培地（国、州、市等）または廃棄物・副産物等の発生過程など）および（原料樹脂）製造までの一連の製造工程のフロー図（基礎化学品（モノマー）の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名）  Ⅴ記入表５\_別表5(a)  またはバイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証（プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など）を受けていることの　証明書 | 原料供給事業者など |
| ※エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請については、エコマーク事務局から申請者（もしくは樹脂供給者等）に原料等に関する情報提供（右記）の提出を求める場合があります。 | 記入表5\_別表5(b)  ※エコマーク事務局からの要  請に応じて提出 | 原料供給事業者など |
| **c)バイオマスプラスチック（原料樹脂）の環境負荷**  **低減効果（ISO14040およびISO14044等に準拠して実施したものであること）**  いずれかにチェックをして下さい  □プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などでの検証結果(ただし、代替しようとする従来の樹脂と比較の提出が必要)  □第三者との共同研究や第三者のレビューを 受けている  第三者の機関名等[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]  □原料や製造工程（工場）が同じ場合には、  学術雑誌等で発表された論文を提出する  □その他  □2022年11月までにエコマーク認定を受けた商品で提出されたLCAである  （バイオPE、バイオPET、PLA、PTTに限る） | Ⅵ第三者によるLCA評価の結果  ※樹脂製造以降のシナリオが代替する化石資源由来の樹脂と同じ場合には、樹脂までのLCAの結果を提出することも可 | 原料供給事業者など |
| 4-1-2.(10)  重金属試験 | 再生プラスチックの重金属試験結果を提出下さい  ※再生プラスチックを含む製品や部品としての  重金属試験でも可 | 重金属試験結果  ※試験方法はRoHS指令、  ISO8124-3、厚生省告示370号(カドミウム、鉛の材質試験及び重金属の溶出試験)などによる | 第三者  試験機関 |

＜C.繊維＞

| 認定基準  項目番号 | 記入欄  該当する□にチェックを入れ、（　）欄にご記載下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書  の発行者 |
| --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  **別表3(b)**  **該当品目** | 注）別表3(b)で挙げられている品目については、下記に記載される基準配合率に別途適合する必要があります。  □ウエス  検品による不良布、古着および古布を裁断した  リサイクル布を100%使用している(区分**⑪**)  □不織布クロス／フロア清掃用不織布シート  □区分**⑦～⑬**のいずれかの基準配合率を満たす  □通常繰り返し使用せず、一度きりの使用で廃棄  される場合は、区分**⑦～⑬**を合計して70%以上使用している  □モップ糸(ラーグ)  区分**⑦～⑪**およびその他の再生材料を合計して  25％以上使用している  【その他再生材料：　　　　　　　　　　　　　　　　　　】  □別表3(b)で挙げられている品目ではない  (本項は適用しない) | 4-1-1.(2)区分**⑦～⑬**のうち、該当する区分で提出が必要な添付証明書 | |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**⑦～⑪**) | □**⑦**未利用繊維※を10％以上使用している  （キュプラ繊維を使用した製品の場合は70%以上使用している）  ※右記添付証明書Ⅰ、Ⅱをご提出下さい  □以下のいずれかのリサイクル繊維を使用している  ※右記添付証明書Ⅰ～Ⅱをご提出下さい  繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、加えてⅢもご提出下さい   |  |  | | --- | --- | | リサイクル繊維の種類 | 基準配合率 | | □**⑧**反毛繊維 | 10％以上 | | □**⑨**ポリマーリサイクル繊維 | 50％以上 | | □**⑨**ポリマーリサイクル繊維  （繊維由来リサイクル繊維） | 25％以上 | | □**⑩**ケミカルリサイクル繊維 | 50％以上 | | □**⑩**ケミカルリサイクル繊維  　　　（繊維由来リサイクル繊維） | 25％以上 | | □**⑪**その他リサイクル繊維 | 50％以上 |   ※コットンリンター、紡績時に発生する短繊維 （同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの） 、廃植物繊維質から取り出した繊維 （バナナ繊維など）など、未利用原料を用いた繊維 | Ⅰ記入表C-1  (未利用・リサイクル繊維 区分**⑦～⑪**) | 申込者 |
| Ⅱ記入表C-2  Ⅲ直近1年間程度の再　生原料の受入量、内訳の実績、ポストコンシューマ素材の故繊維の受入れ体制と　実績 | 原料供給  事業者 |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**⑫**) | □**⑫**バイオマス合成繊維を25％以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10％以上である  ※以下のa)～ｃ)で要求する右記添付証明書Ⅰ～Ⅵを全てご提出下さい  **a)バイオベース合成ポリマー含有率** | Ⅰ記入表C-1  (バイオマス合成繊維 区分**⑫**) | 申込者 |
| Ⅱバイオベース炭素含有率の測定結果およびバイオベース炭素含有率を用いたバイオベース合成ポリマー含有率の計算結果 | 第三者機関  など |
| **b)バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性** | Ⅲ記入表4  またはバイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書  Ⅳバイオマス原料の素性（栽培地（国、州、市等）または廃棄物・副産物等の発生過程など）および（原料樹脂）製造までの一連の製造工程のフロー図（基礎化学品（モノマー）の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名）  Ⅴ記入表5\_別表5(a)  またはバイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証（プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など）を受けていることの証明書 | 原料供給事業者など |
| ※エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請については、エコマーク事務局から申請者（もしくは樹脂供給者等）に原料等に関する情報提供（右記）の提出を求める場合があります。 | 記入表5\_別表5(b)  ※エコマーク事務局からの要  請に応じて提出 | 原料供給事業者など |
| **c)バイオマスプラスチック（原料樹脂）の環境負荷**  **低減効果（ISO14040およびISO14044等に準拠して実施したものであること）**  いずれかにチェックをして下さい  □プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などでの検証結果(ただし、代替しようとする従来の樹脂と比較の提出が必要)  □第三者との共同研究や第三者のレビューを  受けている  第三者の機関名等[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]  □原料や製造工程（工場）が同じ場合には、  学術雑誌等で発表された論文を提出する  □その他  □2022年11月までにエコマーク認定を受けた商品で提出されたLCAである  （バイオPE、バイオPET、PLA、PTTに限る） | Ⅵ第三者によるLCA評価の結果  ※樹脂製造以降のシナリオが代替する化石資源由来の樹脂と同じ場合には、樹脂までのLCAの結果を提出することも可 | 原料樹脂  供給事業者など |
| 4-1-1.(2)  主要材料の  基準配合率  (区分**⑬**) | □**⑬**セルロース系化学繊維を主な構成材料とする製品である  ※右記証明書Ⅰ～Ⅲを全てご提出ください  使用する原料(セルロース)について、いずれかにチ  ェックをしてください  □第三者認証をうけた森林認証材を70%以上  使用している  □コットンリンターを70％以上使用している | 記入表C-1  (セルロース系化学繊維 区分**⑬**) | 申込者 |
| 以下の該当する項目にチェックしてください  □森林認証材以外の原料木材は、生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材を使用している  □パルプの漂白は塩素ガスの使用がない  □繊維製造に使用される溶剤は、回収またはクローズドで再利用される設備を整えており、適正に管理されている  ※右記証明書Ⅰ～Ⅲを全てご提出ください | Ⅰ記入表C-2  Ⅱ森林認証木材の  認証書の写し  Ⅲ認証品の出荷状況が確認できる書類(商取引証明書など) | 紡糸事業者 |
| 4-1-2.(11)  化学物質 | 製品の各種加工について、加工剤の安全性および最小限の使用に配慮し、別表6の基準値に  □適合する／□適合しない | 記入表C-3  ※該当する加工によっては試  験結果等を添付 | 申込者  または  製造事業者 |
| 遊離ホルムアルデヒド量は別表7の基準値に  □適合する／□適合しない  □屋外で使用されることを前提として販売される製品(本項は適用しない) | 遊離ホルムアルデヒド試験結果(製品または全繊維材料を対象とした試験結果) | 第三者  試験機関 |
| 使用する染料、顔料において、別表8の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として  □添加していない／□添加している | 記入表C-4 | 原着、染色  または  製品印刷工場 |
| 4-1-2.(12)  回収システム  （モップ糸(ラーグ)のみ） | **a)下記のいずれかに該当する**  □使用後に不用品となった製品を引き取り、  リサイクルされる仕組みを整えている  ※右記添付証明書Ⅰ～Ⅲを全てご提出ください  ・製品は、構成される素材の70%以上が  当該システムによりリサイクル可能な素材で  設計されていること  ・リサイクルできない部分は、これを環境に  調和した方法でエネルギー回収すること | Ⅰ記入表C-1 (回収システム)  Ⅱ広域認定制度の 認定証の写し  Ⅲ補足2のシステム　概要の説明等 | 申込者、　　製造事業者など |
| □リース、レンタルなどにより製品を回収し、使用後の製品の状態を回復する処置をとり、複数回  再使用するための仕組みを整えている  ※右記添付証明書Ⅰをご提出ください  ・申込製品の用途として再使用できなくなった  製品は、カスケードリユースかリサイクルを  行っていること  ・これらが行えない部分は環境に調和した方法でエネルギー回収すること  ・以下のc)(任意事項)を満たすものであること |
| 製品のリサイクル  ＜リサイクル可能素材＞  □ポリエステル／□ナイロン／□綿／□羊毛／  □その他（具体的に記載　　　　　　　 ）  ＜リサイクル手法＞  □反毛繊維化／□ポリマーリサイクル／  □ケミカルリサイクル／  □その他（具体的に記載　　　　　　　　 ）  ＜再商品化用途＞  【　　　　　　　　　　　　　　　　　　 】 |
| 製品のカスケードリユース  申込製品の用途：【　　　　　　　　　　　　　　　 】  再使用後の利用用途：【　　　　　　　　　　　　 】 |
| 上記使用済み製品の引取実績数量：【　　　　　　　】  数量の報告期間：　　　　　　　年　　月～　　年　　月 |
| **b)引き取り、リサイクルすること、および引き取りの連絡先を製品本体に表示**  □している／□していない | 表示図面、写真等 | 申込者 |
| **c)(任意事項)**  ※a)にてリース、レンタルなどにより製品を回収している製品は適合必須  □未利用、リサイクル繊維を10%以上  使用している | 4-1-1.(2)区分**⑦～⑫**のうち、該当する区分で提出が必要な添付証明書 | |
| □バイオマス合成繊維を10%以上使用、  バイオベース合成ポリマー含有率4%以上  使用している |

■4-2.品質に関する基準と証明方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定基準  項目番号 | 記入欄  該当する□にチェックを入れて下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書  の発行者 |
| 4-2.(13)  製品の  品質規格 | JISなどの該当する品質規格が  □ある（名称：　　　　　　　　　　　　　　）  □ない（自社規格） | 該当する品質規格に適合していることの　　　証明書 | 申込者または  第三者試験機関 |